

第7問

甲暴力団乙組に属するXとYは、かねてより同組に属する一派の首領Aに対し不快の念を抱いていた。

昭和63年11月10日午後8時過ぎ頃、Xが同組の会長Bの荷物を運び、帰りにAに同組事務所前まで送ってもらった際、「A坊、すまんじゃったのお」と言ったところ、Aから「ちんぴらが何をたれやがるか、甲斐性があるならかかってこい」と言われ、左頬を一回手拳で殴られた。

これに憤激したXは、咄嗟にAを殺害しようと決意し、同事務所の玄関口に置いてあった拳銃を持ち出し、同事務所前の道路上においてこれに気付き逃げ出そうとしたA目がけて一発発射し、Aの左側胸部に命中させ、胸腹部貫通右上腕盲貫銃創を負わせた。Xは更に二発の弾丸を発射し、それぞれ左頭部、背部に命中させ、頭部貫通銃創、背部貫通銃創を負わせた後その場から逃走した。

この銃声を聞きつけたYは、即座に事務所玄関の下駄箱裏に置かれていた刃渡り約60cmの日本刀一振りを持ち出し、Aが仰向けに倒れている状況を見るにつけ、殺意をもってAの左右腹部、右前腕部、前胸部を同日本刀をもって突き刺し、Aに対し背面に達する上腹部刺創2箇所、前胸部切創、右前腕部刺創各1箇所を負わせた。

その後の鑑定書には、「Aの死因は、Xの第2弾による頭部貫通銃創であり、その後受傷した刺、切創には単なる細胞の生的反応は認められるとしても、いわゆる生活反応が認め難いから、これら創傷の加えられたときにはAは死に一步踏み入っていたもの即ち医学的には既に死亡していたものと認める」旨の記載がされている。

Yの罪責を論ぜよ。

参考判例：広島高裁 昭和36年7月10日